

平成 21 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 角野 中原
(コード番号 2573 東証第2部・札証)
問 合 せ 先 取締役経営管理部担当 青木 利 壽
T E L (0 1 1) 8 8 8 - 2 0 5 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 47 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款第 6 条(株券の発行)及び同第 8 条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)第 2 項を削除するとともに、同第 9 条(単元未満株式についての権利)、同第 11 条(株主名簿管理人)及び同第 12 条(株式取扱規則)について所要の変更を行うものであります。

また、会社法第 221 条により、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年までは株券喪失登録簿を作成して備え置かなくてはならないことから、現行定款第 11 条(株主名簿管理人)第 3 項の株券喪失登録簿に係る備置き及びその事務取扱の有効期間について附則を設けることといたします。

2. 定款変更の内容

別紙 「定款変更の内容」のとおり

3. 日 程

定款変更のための株主総会日 平成 21 年 3 月 27 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 27 日

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> (条文記載省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第6条の規定にかかわらず、 単元株式数に満たない数の株式(以下単元 未満株式という。)に係る株券を発行しな い。但し株式取扱規則に定めるところにつ いてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、その有する単元未満株式につい て、次に掲げる権利以外の権利を行使す ることができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当て及び募集新株予約権の割当て を受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第10条</u> (条文記載省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株 式について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当て及び募集新株予約権の割当て を受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第9条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条 (条文記載省略) 第46条</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の<u>手続</u>その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 (現行第13条から第46条までの条数をそれぞれ1条ずつ繰り上げる。 第45条 条文の内容は現行どおり。)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き<u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 前条及び本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

以 上